

令和4年第5回上里町議会定例会会議録第3号

令和4年9月7日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出承認第6号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 (町長提出議案第40号) 上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第41号) 上里町職員の育児休業等に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第42号) 上里町予防接種健康被害調査委員会条例について
- 日程第11 (町長提出議案第43号) 令和4年度上里町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第12 (町長提出議案第44号) 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 (町長提出議案第45号) 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 (町長提出議案第46号) 令和4年度上里町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 (町長提出認定第1号) 令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 (町長提出認定第2号) 令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 (町長提出認定第3号) 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 (町長提出認定第4号) 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 (町長提出認定第5号) 令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 (町長提出認定第6号) 令和3年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 2 1 (町長提出認定第 7 号) 令和 3 年度上里町下水道事業剰余金の処分及び
決算の認定について

出席議員 (14 人)

1 番	石 井 慎 也 君	2 番	伊 藤 覚 君
3 番	金 子 義 則 君	4 番	戸 矢 隆 光 君
5 番	高 橋 勝 利 君	6 番	飯 塚 賢 治 君
7 番	猪 岡 壽 君	8 番	齊 藤 崇 君
9 番	植 原 育 雄 君	10 番	高 橋 正 行 君
11 番	新 井 實 君	12 番	沓 澤 幸 子 君
13 番	高 橋 仁 君	14 番	黛 浩 之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	島 田 邦 弘 君
教 育 長	埴 岡 正 人 君	総 務 課 長	山 下 容 二 君
総合政策課長	坪 本 和 馬 君	税 務 課 長	山 田 隆 君
くらし安全課長	間々田 亮 君	町民福祉課長	亀 田 真 司 君
子育て共生課長	飯 塚 郁 代 君	健康保険課長	及 川 慶 一 君
高齢者いきいき課長	間々田 由 美 君	道路整備課長	宮 下 忠 仁 君
まちづくり推進課長	吉 田 広 毅 君	産業振興課長	吉 村 貴 文 君
会 計 課 長	小 暮 伸 俊 君	教育総務課長	望 月 誠 君
教育指導課長	小久保 幹 則 君	生涯学習課長	金 井 憲 寿 君
上下水道課長	根 岸 利 夫 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 神 村 輝 行 係 長 飯 塚 剛

◎開 議

午前8時59分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様おはようございます。

では、御提案申し上げました承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

去る令和4年6月2日に発生した降ひょうにより、農作物や農業施設などに甚大な被害が発生し、令和4年6月17日、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく災害指定を受けました。これに伴いまして、直ちに降ひょう被害を受けた農業者に対する支援を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月10日に、令和4年度上里町一般会計補正予算（第6号）の専決処分を行ったものでございます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,822万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,214万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款16県支出金は1億2,402万2,000円の増額補正で、農業災害対策特別措置事業補助金の増額となっております。

款19繰入金金は1億2,420万6,000円の増額補正で、財政調整基金繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして2億4,822万8,000円を追加し、103億3,114万8,000円と

するものでございます。

次に、歳出でございます。

款5農林水産業費は2億4,822万8,000円の増額補正で、農業対策事業に係る消耗品費、通信運搬費、農業災害対策特別措置事業補助金の増額となっています。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして2億4,822万8,000円を追加し、103億3,214万8,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、農業災害資金利子補給（令和4年度分）の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、専決処分をいたしました。

令和4年度上里町一般会計補正予算（第6号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明いたします。よろしく御願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の専決処分は、ひょう被害に対する農業支援でありまして、そのこと自体は重要なことだというふうに思います。

しかしながら、今年度を見ましても、全国各地で雨による農業の被害が多発しています。こうした状況で、役場もこれから自然災害が増大するということを予想というか、全国的にそういう状況にありますので、そうしたときに、県と町で折半というこのやり方だと行き詰まってしまうと思うんですね。どれだけ大きな被害が出るかということにもよりますが、自然災害が多発している下で、財政力に関係なく、やっぱり上里町は農業が基幹産業であると、むしろ財政力が少ない自治体こそ農業が主体となっていると思うんですね。

そうした中で、このことを理由にして基金をためておかなければいけないということになる

と、なかなか住民の暮らしを支えるための仕事に使うお金というのが限られてくるんじゃないかというふうに思うんですね。

そうした点について、雪害のときには激甚災害指定を受けて、国から圧倒的に財政支援があったわけなんですけれども、私は、このことが解決されないと展望が持てないような気がするんですけれども、今回の国の激甚災害指定にならなくて、県と町が折半でと支援していく、農業はやっぱり食料自給率を守っていくとか、そういう意味でも重要なことだと思って反対はしないんですけれども、その点について、今後どのような対策を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員からの今回の補正予算に対する御質問にお答え申し上げます。

沓澤議員も御存じのように、上里町は農業が基幹産業の1つであると思っています。農業だけじゃないんですけれども、基幹産業の1つであると思っています。

ですから、自然災害に備えるという意味でも、これから町の財政状況も踏まえて、予想される自然災害、その他の災害に対しても、備えるということも大事だと思います。

また、一方では、その農業を支えるところで、必要なところへ適切に予算配分していくということも大事ですし、国・県と協議を重ねて適切な対応をしていきたいと思っております。

その都度、そういったところの将来展望も見ながら、また、必要な資金は、財政調整基金も出していくというスタンスで行きたいと思っております。

これは県と国も含めて、ケース・バイ・ケースで適宜に対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 適宜対応していただかなくては、農業は守っていけないと思うんですね。だから、適宜対応していただくわけなんですけれども、私は、これだけ全国的な、世界的な課題になっている気候変動に対して、やっぱり国にもう少し要望していく、今回、この大きな補正は、この北部管内ではかなりの自治体を実施していると思いますね。

そういうことがやはり、この農業が基幹産業になっている自治体にとっては大変なことです。ですので、適宜と言っても、自治体の財政能力に合わない大きな被害が出ているわけですから、財政調整基金も今回取り崩す、これは必要なことなんですけれども、やはり国に対して、もうちょっと全国民の食料を守っているわけですので、その辺の大きな災害についての支援要請を、上里町の町長だけをお願いするんじゃなくて、近隣の首長たちと力を合わせて要請していただく

ということをお願いしたいと思うんですけども、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のこの農業被害に対する質問にお答え申し上げます。

昨日もちよっとお話ししたんですが、今回のひょう被害に対しましては、6月2日の翌日3日には大野知事が現地視察しました。それから、国のほうからも、齋藤農林水産大臣の指示で穀物課の課長が来ました。そういった被害の実態も国も注視していたと、特に上里に霞が関の穀物課長が来るというのは異例な感じでありました。その後、県のほうへも、本庄市長、それから美里の原田町長、櫻澤町長と県のほうにも要望活動をしましたし、国のほうも国会議員を通じて要望活動を行っております。十分な活動として繰り返し行く必要も、これからもあると思います。10月にも別件で国のほうの要望活動を来年度の予算に向けて活動しておりますので、国への要望活動は継続してやっておりますことを御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第8 町長提出議案第40号 上里町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第40号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） では、御提案申し上げました議案第40号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に交付されたことに伴い、関係条例2本につきまして一部改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

改正の主な内容は、個人住民税に関するものとして、扶養親族申告書の記載事項の追加、住宅借入金等特別税額控除の延長並びに配当所得や株式譲渡所得の課税方式の統一に関する改正などでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1条による改正でございます。

第18条の4は、納税証明書の手数料に関する規定で、DV被害者の住所に代えて、登記所から通知される住所に代わる事項を掲載したものを含むと改正するものでございます。

次に、第33条及び第34条の9でございますが、配当所得や株式譲渡所得については、これまで確定申告と住民税の課税におきまして、それぞれ異なる課税方式を選択できました。しかし、改正により確定申告で選択した課税方式に統一されるために、課税標準及び控除の規定に所要の改正を行うものでございます。

続く、第36条の2は、住民税申告書の提出義務を定めるもので、配偶者特別控除の規定を改正するものでございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3は、それぞれ給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、配偶者や扶養親族が退職手当を有するかどうかによりまして、所得の計算や扶養の可否判定が異なることから、扶養親族等申告書にその旨が判断できる記載内容とするものでございます。

第73条の2及び73条の3につきましては、それぞれ固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の手数料に関する規定ですが、先ほどの納税証明書と同様に、DV被害者の住所につきましては、登記所から通知される住所に代わる事項を掲載したものを含むと改正するものでございます。

制定附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の規定でございます。こちらは対象となる居住条件を令和7年末まで延長し、住民税からは令和20年度まで控除を行う旨の改正でございます。

続く、制定附則第16条の3は、配当所得や株式譲渡所得の課税方式を確定申告で選択した課税方式に統一するため、課税の特例について改正するものでございます。

制定附則第17条の2は、優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に関す

る特例ですが、法の改正による参照条項を改正するものでございます。

制定附則第20条の2及び制定附則第20条の3でございますが、利子や配当における課税の特例につきまして、課税方式統一による所要の改正を行うものでございます。

制定附則第25条及び制定附則第26条でございますが、新型コロナウイルス感染症によりまして住宅借入金等特別税額控除の延長を行っておりましたが、この特例期間が終了となることから所要の改正を行うものでございます。

続いて、第2条による改正につきましては、令和3年上里町条例第21号の改正条例を一部改正するものでございます。

第36条の3の3については、令和3年の改正条例におきまして、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、扶養親族の範囲を改正いたしました。今回の第1条中の改正によって扶養親族の記載方法が改正されることに伴い、令和3年の改正条例についても、所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則の内容でございます。

第1条は、条例の施行期日について規定し、令和5年1月1日から施行としております。

ただし、個人住民税の配当所得・株式譲渡所得の課税方式統一に関する改正につきましては、令和6年1月1日から、証明書等の手数料に関する改正は、不動産登記法改正に合わせ令和6年4月1日から施行されます。

続く、第2条は、納税証明書に関する経過措置について規定したもので、令和6年4月1日以降、固定資産に係る納税証明書の交付について適用いたします。

第3条は、町民税に関する経過措置について規定したものでございます。扶養親族申告書については、施行日以降に支払われる給与・公的年金に関する申告書から適用します。

また、配当所得・株式等譲渡所得につきましては、令和6年度以降の個人住民税から適用され、令和5年度分までについては従前の例が適用されます。

第4条は、固定資産税に関する経過措置について規定したもので、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付について、令和6年4月1日以降適用するものでございます。

以上で、上里町税条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明の中で、住宅ローンの減税というのがありますけれども、今までの1%から0.7%にちょっと少なくなるということでありまして、住民にとっては助かることでありまして、上里町にとっては税収減ということになるんだというふうに思います。

そこで、上里町の直近の住宅ローンによる減税はどのくらいなのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の住宅ローン控除に関する質問に対して説明させていただきます。

直近3年ほどでどれほどの町に影響があるかということでございます。住宅ローン控除は歴年でやっておりまして、過去の分も今年度も控除ということになっているわけなんですけれども、現在、毎年大体約800件が該当となっております。令和元年の申告で780件、2年申告で801件、3年申告で840件、そのうち新規適用者というのは100件前後です。令和元年のときに97件、令和2年に108件、令和3年のときに123件ということで経過してきてございます。これも、まずは国税のほうから引きますので、国税で引き切ってしまうと、住民税のほうには影響ないんですけれども、住民税のほうも、国税で引き切らなかった場合は住民税から残りの分を引きますよという内容になってございます。ちょっと金額のほうは押さえていないんですけれども、いずれにしても、その減収となった分は、地方特例交付金のほうで措置されることとなっております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第40号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 町長提出議案第41号 上里町職員の育児休業等に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第41号 上里町職員の育児休業等に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第41号 上里町職員の育児休業等に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正を踏まえ、非常勤職員の育休取得要件の緩和、子が1歳以降の非常勤職員の育休取得の柔軟化、育児参加休暇の取得期限の延長に関する規定等を追加したく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、令和3年8月10日、人事院により公務員の人事管理に関する報告が行われ、この中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援が課題として掲げられました。これを受けて、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正となり、また、人事院規則において、非常勤職員の育休取得要件の緩和並びに子が1歳以降の非常勤職員の育休取得の柔軟化、育児参加休暇の取得期限の延長に関する規定等を追加する改正が行われました。これに伴い、町職員にも同様の規定を新たに設けたく、改正を行うものでございます。

続いて、改正の内容でございます。

初めに、第1条として、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、第2条は、育児休業することができない職員を定めた規定となっており、第3号において、ア・イに該当する非常勤職員は育児休業を取得することができ、それ以外は取得できないものと規定されております。

今回の改正により、従来、ア・イ・ウと育児休業を取得できる非常勤職員が3類型上げられ

ていたところ、ア・イの2類型にまとめられました。

アにつきましては、初めて育児休業を取得する際の要件、イは、一度育児休業を取得した後、再度取得する際の要件を規定するものでございます。

また、今回の改正により、アの（ア）中、今般の育児休業法の改正により創設されました産後パパ育休の取得要件に関する規定が追加され、育休がより取りやすくなる改正が行われました。

次に、第2条の3ですが、こちらは育児休業法第2条第1項の条例で定める日について規定しており、第3号では、1歳6か月まで育休を取れる非常勤職員について定めております。今回の改正により、任期の定めのある職員が任期の更新等により、更新後も引き続き育休を取得するときの要件、さらには特別な事情があるときの要件について規定を加え、子が1歳から1歳6か月の間の育休の取得の仕方がより柔軟になる改正が行われたものでございます。

続いて、第2条の4ですが、こちらは育児休業法第2条第1項の条例で定める場合について規定しており、2歳まで育休を取れる非常勤職員について定めております。改正内容といたしましては、第2条の3と同様の内容となっており、子が1歳6か月から2歳の間の育休の仕方がより柔軟になる改正が行われたものでございます。

続いて、今回の改正に伴い削除された第2条の5の規定ですが、こちらは育児休業法に規定されております人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間の規定の位置が、地方公務員の育児休業等に関する法律の中の第2条第1項ただし書から同項第1号に移動したため、条例中の規定の位置も変更し、第2条の5を削除し、第3条の2へ規定を移動したものでございます。

続いて、第3条ですが、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情について規定しております。育休取得の例外について定めたものとなっております。

まず、第5号についてですが、現行では同一の子について原則として育休は1回となっていたところ、育児休業により子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出て、この育児休業の終了後、3月以上の期間を経過した場合には例外的に2回目の育休を取得できることとなっておりますが、改正により原則2回取得できることとなりました。これにより、当該計画書自体が不要となり、条文から削除するものでございます。

また、これに併せて、第10条第6号中、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めます。

続いて、第7号についてですが、これまで任期の更新後引き続き採用された場合は、引き続き育児休業を取得できるという条件を非常勤職員のみ限定して適用しておりましたが、任期の更新を伴う職はほかにもあることから、任期の定めて採用された職員と、より広く適用させ

るための改正を行うものでございます。

次に、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第14条は、職員の特別休暇について規定しており、第2項第14号は、いわゆる育児参加休暇について定めております。今回の改正では、当該休暇の取得期限の終期を出産の日後8週間から出産の日以降1年に広げる改正を行うものでございます。

最後に、附則についてですが、第1項では施行期日について、令和4年10月1日から施行すると定め、第2項では経過措置として、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する規定の適用については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上、上里町職員の育児休業等に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 1つ聞きたいんですけども、この対象者は、役場の中でどのぐらい把握しているのか。また、こういう人たちがその対象になったときに、業務のことを気にしながらなかなか出しづらいというふうにならないように町のほうで対応をお願いしたいというふうに思います。

いろいろニュース見ますと、そういうことが幾つか取り沙汰されている部分がありますので、上里町においては、やはりこういう人たちがこの決まりに、改正によって本当にありがたいと、業務にもまた復帰したときに、気持ちよく復帰して仕事ができると、そういう環境をつくっていただきたいと思うんですよ。これは少しハートの問題がちょっと関係すると思うんですけれども、その辺のところについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 高橋勝利議員の質問に御説明申し上げます。

会計年度任用職員が主に対象となってまいります。上里町、多くの会計年度任用職員を雇用しておりまして、現在、その日によって前後ございますが、170名ぐらいいらっしゃるということでございます。

当然、妻あるいは配偶者が取れるという制度でございますので、そういった場面、場面で御活用いただくという形になるかと思えます。

なかなか会計年度任用職員ですと、正規の職員と違って期間を定めて採用されているというところで、非常に取りづらいという状況があるのは確かでございます。そういった中でも、今回の改正を踏まえて、子育てに、特に父親が参加できるような、そんな環境ができるように、そういった啓発も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第41号 上里町職員の育児休業等に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第42号 上里町予防接種健康被害調査委員会条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第42号 上里町予防接種健康被害調査委員会条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申しあげました議案第42号 上里町予防接種健康被害調査委員会条例についての提案説明を申しあげます。

提案理由でございますが、厚生省通知である予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行についての第10に基づき、予防接種健康被害調査委員会を設置するため、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、予防接種法に基づく予防接種をした方に健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種に起因するものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村から健康被害救済の給付が行われることとなります。

この健康被害救済に係る手続は、予防接種をした方のうち、予防接種の影響により健康被害が生じた方が市町村長に対して申請を行うこととなります。

申請を受けた市町村長は、予防接種健康被害調査委員会に調査を指示し、同委員会からの報告を受け、その内容を基に、埼玉県知事を経由して厚生労働大臣に申達いたします。

その後、国の疾病障害認定審査会への諮問・答申を経て、厚生労働大臣から都道府県を経由して市町村長に通知があり、最終的に市町村長から申請者へ支給あるいは不支給の通知を行うこととなっております。

なお、当該委員会は、現状は要綱により規定されております。

次に、条文の内容についてですが、第1条は、委員会の目的及び設置について規定しております。

第2条は、所掌事務として、町が実施した予防接種による健康被害が発生した場合、医学的見地から調査・検討の上、町長に報告することが規定されております。

第3条並びに第4条は、組織や任期を規定しております。医師などの専門的な知識を有する者4人と、町職員2人の計6人で構成することとしております。

第5条から第8条につきましては、会長の選定方法、会議及び庶務に関することを規定しております。

第9条は、規定への委任条項となっております。

最後に、附則第1項で、施行期日は公布の日から施行するとしております。

続いて、附則第2項で、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、予防接種健康被害調査委員会委員を非常勤の特別職として、別表に追加いたします。報酬の額につきましては、医学的見地により審査をする介護認定審査会委員の報酬に準じて設定したものでございます。

以上で、上里町予防接種健康被害調査委員会条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番 齊藤 崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） この予防接種して健康被害が発生したという前提でちょっとお聞きしたいんですけども、そうすると、今の説明を聞いている限りだと、当該者が町長にその趣旨を説明して、こういう健康被害が出たということで、最終的には国まで上がっていくわけですよ。それがまた順次、順番を経て町長、それから当該者に伝わってくるわけですけども、その何というのかな、時間ですね、どのぐらいの時間を予測しているんですかね。

例えば、健康被害が、要するに出て、調査して、最高機関まで行って戻ってくる、私の想像だとかなり時間を要するんじゃないかなと思うんですけども、おおよそどのぐらいかかるのか、ちょっと教えてくださいか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

端的に申し上げまして、期間につきましては、何か月ということはちょっと申し上げられないというのが現状でございます。

まず、1点として御理解いただきたいのは、健康被害が御本人の意思によってのみ、それで申請ができるものではないといったところがまず第1点でございます。

と言いますのは、例えば、何かしら、その御本人様に健康被害が発生した暁に、その医師の診断書等を取り寄せていただくというような必要がございますので、まず、その間において、例えばですが、御本人様がある一定程度健康状態が安定するということが、ある1つは大前提になってくるのかなと思われまます。

そういった上で、それぞれの書類を御用意いただいて、その上で町長に届出があったものをこの健康被害調査委員会が調査をさせていただくというような形になって、その後、県を通して、国を通して、その結果が最終的には町に伝わって、御本人様に御回答させていただくという流れになりますので、現実的には国においても委員会を開くということになりますので、そのスケジューリングがどうなっているかといった点も当然あるかと思っておりますので、標準で何か月ということは、ちょっと申し上げられないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤 崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 私もそのようには認識しているんですけども、かなりの時間を要するなどは思います。

ただ、今その予防接種を受けたことによって健康被害が発生して、その症状によって程度はあると思うんですね。その程度によって、例えば、3日間ぐらいは寝込んで、何というのかな、

現役の方だと仕事を休んだりする場合もあると思うんですね。例えばですよ、3日か4日で回復して社会復帰できるというふうな事例もあろうかと思えます。中には重度でかなり長時間ですか、長期間、それに被害を継続している方もいるんじゃないかなと思うんですね。そういったときに、例えば、3日か4日で回復してしまって、その担当医師ですか、にこういうふうな症状で予防接種を受けた後こうなって、自宅療養しているうちに回復したよという、その申請するすべが要するになくなってしまわないかなと思うんですね。

だから、実際は被害が出ているにも関わらず、そういった短時間というか、短期間で回復してしまっていると、そういうケースはじゃどういふに扱われるのか。その事後で、こういうふうにあったよというのは、それを見てくれた医師ですね、医師が証明してくれれば、それは事後処理として対応してもらえるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

今回の新型コロナワクチンでもそうかと思うんですが、皆様が実際にそのワクチンを接種した後、よく聞かれるのは、この注射をした部分の炎症が起きて、それで腕が上がらないとか、もしくは腕がちょっと痛いよというようなものも、これも副反応ということで、健康被害かという判断がいろいろあろうかと思えます。

ただ、現実問題として、今回のこの健康被害救済制度における対象として扱うものにつきましては、予防接種を受けたことによる疾病について、受けた医療に要した費用及びその入院・通院等に必要の諸経費を支給するということになっておりますので、ある程度、相当程度の、いわゆる支障があった方で、しかも、きちんと医療行為を受けているという方が対象になりますので、そういった方が今回のこの救済制度の対象になるんだということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） そうすると、コロナの関係でいろいろあったと思うんです。けれども、これから、このコロナに限ってじゃなくて、いろいろな予防接種をこれから出てくる場合があるんですけれども、それは、その辺のところは、ここに限定した対応なのか、あらゆる予防接種に対応していくというのか、ちょっとそこら辺が分からない。

もう一つは、この間に、ワクチンを打って体調を崩したというのは、健康保険課のほうにそ

うした事例があって、これはということがあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、この健康被害調査委員会の役割として、新型コロナだけが対応なのかという御質問かと思われませんが、この調査委員会につきましては、全ての法定接種の部分について対応ということになっております。

ですから、お子さん、または高齢者の、現在肺炎球菌だとか、インフルエンザだとか打っていただいておりますけれども、そういった、いわゆる法の中で定まった案件については、全てが対象ということになっております。

それと、過去の実績ということでございますが、先ほど副町長からの御説明にもありましたように、本委員会につきましては、現行では要綱設置といったところになっておりますけれども、その中で1件だけございました。

履歴としては以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第42号 上里町予防接種健康被害調査委員会条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第43号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案第43号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第43号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,258万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億473万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、地方債の変更について、第2表地方債補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は2,814万9,000円の増額補正で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（過年度分）、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）及び保育士等処遇改善臨時特例交付金などの増額となっています。

款16県支出金は203万9,000円の増額補正で、農地利用効率化等支援交付金、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）及び農業委員会交付金等交付金の増額となっております。

款19繰入金金は2,866万3,000円の増額補正で、介護保険特別会計繰入金の増額となっています。

款20繰越金は4億6,213万7,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

款22町債は5,160万円の増額補正で、男女共同参画推進センター運営事業債の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対しまして5億7,258万8,000円を追加し、109億473万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1議会費から款9教育費までの各項目につきましては、人事異動等による給与費の補正が主な共通点となっております。

初めに、款1議会費は23万円の増額補正で、職員給与費の増額となっております。

款2総務費は4億5,872万6,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、財政調整基金積立金、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、さらには減債基金積立金などの増額となっております。

款3民生費は7,673万円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、男女共同参画推進センター運営事業に係る工事費請負費、七本木児童館運営事業に係る工事請負費、さらには子育て世

帯への臨時特別給付金事業に係る補助金返還金などの増額となっています。

款4 衛生費は999万円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、予防対策事業に係る補助金、健康推進事業に係る需用費などの増額となっております。

款5 農林水産業費は366万3,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、農業振興事業に係る交付金、会計年度任用職員報酬などの増額となっております。

款6 商工費は252万2,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、商工業振興事業に係る補助金の増額となっています。

款7 土木費は1,518万9,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費並びに公園管理事業に係る修繕料の増額となっております。

款9 教育費は116万2,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費の減額と公民館管理事業に係る工事請負費、体育施設管理運営事業に係る工事請負費並びに小学校管理運営事業に係る工事請負費の増額となっております。

4ページを御覧ください。

款12 予備費は670万円の増額補正となっております。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対しまして5億7,258万8,000円を追加し、109億473万6,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましても、起債対象となる事業費の変更に伴いまして、男女共同参画推進センター運営事業の起債限度額380万円を5,540万円に変更を行うものでございます。

以上、令和4年度上里町一般会計補正予算（第7号）の提案理由説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明いたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 財政調整基金でありますけれども、また、その下一緒ですので、こ

の公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、減債基金積立金、合わせて4億3,000万円の積立てを行うということですが、前年度の繰越しの半分をとということであって、それはいいんですけども、この配分ですね、財政調整基金につきましては、町は当初から標準財政基準額の20%というふうなことをおっしゃっていますけれども、公共施設等用地取得及び施設整備基金であるとか、減債基金については、どのぐらいが適当というふうに判断をして、このような配分になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明いたします。

御質問のありました2基金につきましては、財政調整基金のように目標額の設定はしておりません。今回の積立額の考え方といたしましては、令和4年度当初予算におきまして、財政調整基金から6億1,394万8,000円、公共施設等用地取得及び施設整備基金から2億3,350万6,000円、減債基金から2億円の繰入金を計上しております、それだけ取崩しを行っている状況でございます。

その当初予算において取り崩した金額を復元する必要があるということで、この3基金について積立てを行っております、その実質収支額の2分の1の額を3等分にして、余った端数部分については、一番多く取り崩している財政調整基金に寄せるという形で今回積立てを行うものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、当初予算でもかなりの、今までにない基金の取崩しで予算を組んでいるということですが、私もいろいろ調べたんですけども、財政調整基金、上里町は当初から20%、それは町の目標であると思いますけれども、全国的に見ますと、5%から10%が一番多くて、次に多いのが10%から20%未満、いわゆる20%未満の自治体が圧倒的に多いんですね。多いにこしたことはない、それは安全パイというふうになると思いますけれども、当初予算だけではなくて、この間の補正の関係から見ても、いわゆる先ほど専決処分であったように、財政調整基金の取崩しが大きいわけですね。

だから、今までの観点のように、3等分という考え方はちょっと私どうなのかなというふうに思うところなんです。財政調整基金、当初予算でも一番多く取り崩すことになっていますので、それをもって財政調整基金が非常に厳しいんだ、厳しいんだというふうなことを言われると、どうなのかなということをおもうんですよ。

それで、ほかの基金に対しては目的がないということでもありますけれども、しかしながら、計画に基づいて基金というのは積んでいくわけでもありますので、そうしたことも加味した中で、やっぱり財政調整基金の位置づけというんでしょうか、今回非常に、コロナの関係でもそうですし、特別支援、そして、ひょう被害においては圧倒的にここを取り崩しているわけですので、その配分をもう少し考える余地があったのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明いたします。

議員御指摘のとおり、財政調整基金、非常に重要な基金でございます。まさに、ここに十分な積立てがあったからこそ今回の降ひょう被害に対応できるような施策を町として打つことができたところでございます。

一方で、じゃほかの2基金はどうなのかということですが、この2つの基金についても、財政調整基金と同じくらい非常に重要な基金であると私は考えております。将来的な町の施策を鑑みたときに、公共施設であるとか、後は公債費の償還に充てるお金というのも十分措置していく必要があると思いますので、まずは3基金、同額程度を積みました上で、余った端数部分については、繰り返しになりますが、より有事の際に対応できるように財政調整基金に上乘せして積立てをしている状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤 崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 最後のページの生涯学習課、中央公民館のところの公民館管理事業124万3,000円ですか、神保原の公民館ということで説明があったんですけれども、前ちょっと質問したかもしれないんですけれども、神保原公民館というのは、児童館と併設になっていますね。館の所管は、これは公民館の所管で、こういった事例が発生した場合は、生涯学習課の所管になるのか。

今後、各地区館、児童館もそうですけれども、併設、長幡なんかも移管しているわけですが、今回も降ひょう被害で長幡児童館も窓ガラス等が破損、損害を受けているわけですが、そのときは、やっぱり児童館で、何というのかな、所管で対応するのか、その辺ちょっと整理してあるのかどうか、ちょっと、一度聞いたかもしれないんですけれども、もう一度、すみませんけれども、説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤崇議員の御質問の説明をさせていただきます。

今回の神保原児童館、公民館の雨漏りの防水の関係なんですけれども、子育て共生課と協議をしまして、雨漏りの原因となる2階部分、2階につきましては公民館で使用している部分ですので、子育て共生課と協議して、生涯学習課のほうで修繕をするということになりました。長幡につきましては、長幡公民館、今事務所は、児童館の中に事務所を構えているんですけれども、建物自体はまだ児童館の管理となりまして、今間借りというような状態で今年度は事業を行っていますので、そちらについては、降ひょうの際のガラスの破損については、子育て共生課のほうで修繕をしていただいております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤 崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 説明ありがとうございました。

2階を公民館で使っているから、1階は、じゃ1階で何か事故が発生した場合、事例が発生した場合は、そういう考えなんですか。今後、何というのかな、1つの建屋が、要するに、1階も2階も、じゃその2階の雨漏りが1階まで浸透してきてしまった場合は、1階も被害を受けるわけですね。そういった場合は、じゃ1階部分は児童館のほうで手当てすると、そういう考え方なんですか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤崇議員の御質問の説明をさせていただきます。

今回につきましては、子育て共生課と協議をした上で、生涯学習課のほうで修繕をするところでございますけれども、今後そういう、神保原の児童館、後は、今後複合化されて、複合化されてのことはちょっとまだ何とも言えないですけれども、今回につきましては協議をしますので、今後また神保原児童館で何か修繕、1階で今度修繕がするような場合は、その辺につきましても建屋は同じですので、子育て共生課と生涯学習のほうで協議をして決めていくことになると思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 先ほど総合政策課長のほうからちょっと説明があったんですけども、書かない窓口に向けての予算計上がされているということでありましたけれども、非常に私よいことだと思っています。

ただ、今まで紙に、申請書を記入して、そして、その提出、担当課にしていたわけなんですけれども、対象となるその窓口が何課あるのか、いつから予定されているのか、そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 植原議員の御質問について御説明いたします。

まず、対象となる課でございますが、町民福祉課の町民係の窓口、それから税務課の窓口を設置をしたいと考えております。運用開始の時期については、令和5年2月を予定しております。

具体的な手続についてでございますが、町民係では転入転出手続と住民票等の証明書の交付申請、税務課では納税証明書等の証明書の交付申請の受付において運用を開始する予定でございます。

ただ、その窓口での対応や職員側の業務手順も大きく変わりますので、まずは限定的な手続でスモールスタートをさせていただきまして、慣れてきたところで対象窓口や対象手続の拡大等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 最初はスモール窓口ということで対象課を少なくして、令和5年2月から施行するということでもありますけれども、ほかの窓口担当課もいっぱいあるわけですので、そちらのほうもなるべく早くやっていただきたいということと、あと町民の方がiPadを利用して申請するようになるのかなと思うんですが、その機械が非常に苦手な方もおりますので、是非、さっき総合政策課長が言われましたとおり、職員の方、丁寧な対応を是非お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 植原議員の御質問について御説明いたします。

まず、なるべく早くという点でございますが、試験的に導入をした窓口の状況を鑑みまして、他の課への普及というのにも検討をしていきたいと思っております。

それから、機械の操作という面につきましては、不慣れな方もいらっしゃると思いますので、そこは窓口の職員等で丁寧に説明をして、困ることのないように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 降ひょう被害によって農業振興事業のところで会計年度任用職員を1名増員するというところでありますけれども、仕事が非常に大変になってきているということは分かるんですけれども、その方は期限付ということなんでしょうか。その辺をお願いしたいと思います。

あと、何というんでしょうか、短期なのか、長い時間帯でお願いするか。

○議長（黛 浩之君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 吉村貴文君発言〕

○産業振興課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

今回補正計上させていただきました会計年度任用職員ですが、議決を賜りましたら速やかに募集を始めたいと思います。期間につきましては、令和5年3月31日期限を設けて予定しております。今のところ週5日の勤務を予定しております。県条例の補助、今産業振興でやっております町独自支援の給付事業、そして家畜飼料、燃料高騰等の事業、補助事業が3つありますので、それらの事業の補助をやってもらう予定であります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤 崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 3ページの一番下の公園管理事業のところなんですけど、これは先ほどの説明ですと、長久保公園の降ひょう被害による修繕費というふう聞いておりますが、町内にかなりこういった施設があるかと思うんですよね、公園等ですね。そういったところの遊具等を全部点検した上で、この長久保公園だけが被害を受けているというふうな認識でいいのか、それとも職員というか、業者に委託して、その被害状況を把握した上でここだけなのか、それとも、その点検等は実施されているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 齊藤議員の御質問について御説明させていただきます。

今回の長久保公園のテントシェルターの修繕になりますけれども、公園につきましては、ほかにももちろん被害を受けたところはパトロールをしまして、修繕ができるものは、今回長久保公園については被害が大きいもの、テントシェルターの屋根が破損しておりますので、そちらについて今回補正をさせていただくということになります。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤 崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 分かりました。

そうすると、ほかにも被害を受けている施設があるというふうに認識していいわけですね。それについての手当てというか、対応は何で今回盛り込まなかったのか、じゃいつやってくれるのか、その辺についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 齊藤議員の御質問に対して御説明させていただきます。

ほかの街路灯の修繕等もちろんあったわけなんですけれども、そちらにつきましては、通常の修繕のほうで小規模の対応ができましたので、今回につきましては、長久保のみということで補正をさせていただくということになります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第43号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時35分です。

午前10時29分休憩

午前10時35分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 町長提出議案第44号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第44号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第44号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,988万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4 県支出金は9万1,000円の増額補正で、歳出の傷病手当金等の増額による特別調整交付金の増額となっております。

款6 繰入金は91万3,000円の増額補正で、職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して100万4,000円を追加し、31億2,988万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費は82万円の増額補正で、職員給与費の増額となっております。

款2 保険給付費は9万1,000円の増額補正で、傷病手当金の支出見込みに伴う増額となっております。

款5 保健事業費は9万3,000円の増額補正で、健康マイレージ事業実施に係る需用費の増額

となっています。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し100万4,000円を追加し、31億2,988万2,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第44号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 町長提出議案第45号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号） について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第45号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第45号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,199万2,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ21億9,077万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は28万4,000円の増額補正で、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金の増額となっております。

款4県支出金は2,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款5繰入金は346万3,000円の増額補正で、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減分繰入金（過年度分）、その他一般会計繰入金の増額となっております。

款6繰越金は4,824万3,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして5,199万2,000円を追加し、21億9,077万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は249万9,000円の増額補正で、主な内容は、職員に係る給与費、介護保険システム改修業務委託料などの増額となっております。

款4地域支援事業費は1万1,000円の増額補正で、成年後見制度利用支援事業に係る手数料の増額となっております。

款5諸支出金は4,948万2,000円の増額補正で、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の実績報告に伴う国・県支払基金への返還金、さらには前年度の介護保険事業の確定に伴う一般会計への繰出金の増額となっております。

歳出合計は歳入同様、現計予算に対しまして5,199万2,000円を追加し、21億9,077万9,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第45号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第46号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第14、町長提出議案第46号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第46号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和4年度上里町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条といたしまして、令和4年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

なお、今回の補正につきましては、人事異動に伴い職員給与費に不足が生じるため、増額補正を行うものでございます。

支出予算につきまして、第1款事業費を既決予定額に対しまして255万2,000円増額し、4億9,078万7,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条は、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費を既決予定額に対しまして255万2,000円増額し、4,984万6,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第46号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時50分からです。

午前10時45分休憩

午前10時49分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 町長提出認定第1号 令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 町長提出認定第2号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 町長提出認定第3号 令和3年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 町長提出認定第4号 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 町長提出認定第5号 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 町長提出認定第6号 令和3年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

◎日程第21 町長提出認定第7号 令和3年度上里町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

この際、日程第15、町長提出認定第1号 令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第16、町長提出認定第2号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17、町長提出認定第3号 令和3年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18、町長提出認定第4号 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19、町長提出認定第5号 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20、町長提出認定第6号 令和3年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件、日程第21、町長提出認定第7号 令和3年度上里町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題とし、審議、採決については会計ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第15、町長提出認定第1号から日程第21、町長提出認定第7号まで、以上の7件を一括議題とすることに決定いたしました。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

最初に、日程第15、町長提出認定第1号 令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算認定から日程第21、町長提出認定第7号 令和3年度上里町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの総括説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 認定第1号 令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、令和3年度決算概要を申し上げます。

歳入の根幹となる町税でございますが、町たばこ税や軽自動車税に増加が見られましたけれども、個人住民税や家屋に係る固定資産税の減少などによりまして、町税全体といたしまして、前年度に対しまして1.9%、おおむね7,330万円程度の減額となりました。

歳入で増額となった主なものといたしましては、総合文化センター運営事業債の皆増などに

よりまして、地方債が前年度に対し76.9%の増額、地方交付税が前年度に対し32.8%の増額となりました。

一方で、減額となった主なものとしたしましては、特別定額給付金給付事業に係る補助金の皆減などによりまして、国庫支出金が前年度に対し48.0%の減額、繰入金の前年度に対し36.0%の減額となりました。

歳入全体の収入済額としたしましては、前年度に対し11.6%減額の120億556万8,191円となっております。

次に、歳出面での特徴としたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業の増などによりまして、民生費が前年度に対し23.6%の増額、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業の増などによりまして、衛生費が前年度に対し39.5%の増額となりました。

減額となった主なものとしたしましては、特別定額給付金給付事業の皆減などによりまして、総務費が前年度に対し64.0%の減額、防災行政無線デジタル改修工事費の皆減などによりまして、消費費が前年度に対し18.8%の減額となりました。

こうしたことから、歳出全体の支出済額としたしましては、前年度に対し14.8%減額の110億8,730万4,332円となっております。

令和3年度の決算概要については、以上となります。

それでは、歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

歳入ですが、款項の内容と款項それぞれの予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び予算現額と収入済額との比較が掲載されております。

初めに、款1の町税でございますが、収入済額が38億8,260万1,370円となっております。不納欠損額は1,063万9,220円で、収入未済額は6,719万5,635円となっております。予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を2億7,836万7,370円上回っております。町税の収入済額を前年度と比較いたしますと、7,330万5,404円の減額となっております。

なお、町民税や固定資産税等の内訳は、記載のとおりでございます。

続きまして、款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税並びに森林環境譲与税を合わせて、収入済額は1億2,504万1,000円となっております。前年度と比較いたしますと207万6,000円の増額となっております。

款3利子割交付金につきましては、収入済額223万4,000円、前年度と比較いたしますと47万6,000円の減額となっております。

続いて、款4配当割交付金につきましては、収入済額2,183万5,000円、前年度と比較いたしますと747万5,000円の増額となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、収入済額2,587万9,000円、前年度と比較いた

しますと867万2,000円の増額となっております。

続きまして、款6法人事業税交付金につきましては、収入済額4,793万8,000円、前年度と比較いたしますと2,325万8,000円の増額となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、収入済額6億7,940万8,000円、前年度と比較いたしますと5,493万2,000円の増額となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金につきましては、収入済額1,020万4,390円、前年度と比較いたしますと147万3,990円の増額となっております。

続いて、款9環境性能割交付金につきましては、収入済額1,667万9,000円、前年度と比較いたしますと66万4,682円の減額となっております。

款10地方特例交付金につきましては、収入済額9,353万7,000円、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増によりまして、前年度と比較いたしますと5,110万円の増額となっております。

款11地方交付税につきましては、収入済額15億3,136万6,000円、前年度と比較いたしますと3億7,841万8,000円の増額となっております。

款12交通安全対策特別交付金につきましては、収入済額584万9,000円、前年度と比較いたしますと67万円の減額となっております。

2ページを御覧ください。

款13分担金及び負担金につきましては、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、収入済額は6,519万6,652円、収入未済額は210万7,035円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと966万7,686円の増額となっております。

款14使用料及び手数料につきましては、上里ゴルフ場、公園施設管理許可使用料や戸籍住民基本台帳手数料などが主なものとなっております。収入済額は、合計で1億117万755円、前年度と比較いたしますと177万9,104円の減額となっております。

なお、収入未済額が644万4,400円となっておりますが、これは町営住宅及び町営住宅駐車場使用料の収入未済額でございます。

款15国庫支出金ですが、項1国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金が主なものとなっております。

項2国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの総務費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金などの民生費国庫補助金、そして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの衛生費国庫補助金、社会資本整備総合交付金などの土木費国庫補助金、学校施設環境改善交付金などの教育費国庫補助金などがございます。

また、項3委託金といたしましては、基礎年金事務費委託金が主なものとなっております。これらの国庫支出金の収入済額は、合計で24億5,566万3,315円となりまして、前年度と比較いたしますと22億6,832万6,350円の減額となっております。

続いて、款16県支出金ですが、項1県負担金の主なものは。国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金などに加え、国民健康保険や後期高齢者医療の保険基盤安定負担金などがございます。

項2県補助金につきましては、重度心身障害者医療費支給事業補助金などの民生費県補助金、合併処理浄化槽設置整備事業奨励交付金などの衛生費県補助金、多面的機能支払交付金などの農林水産業費県補助金、教育支援体制整備事業費補助金などの教育費県補助金が主なものとなっております。

項3委託金につきましては、個人県民税徴収事務委託金や衆議院議員総選挙委託金などでございます。これら県支出金の収入済額は、合計で7億3,252万7,637円となりまして、前年度と比較いたしますと883万2,377円の減額となっております。

款17財産収入につきましては、財産運用収入と財産の売却収入の合計で、収入済額1,859万3,358円となりまして、前年度と比較いたしますと1,119万3,171円の増額となっております。

款18寄附金につきましては、一般寄附金の収入済額が1,901万500円となりまして、前年度と比較いたしますと1,054万9,500円の増額となっております。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金は、財政調整基金繰入金、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、そして減債基金繰入金が主なものとなっております。

項2特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計より繰入れを行いました。繰入金の収入済額は、合計で4億1,417万5,746円となりまして、前年度と比較いたしますと2億3,287万2,547円の減額となっております。

款20繰越金ですが、前年度からの繰越金の収入済額が5億5,693万9,570円、こちらは前年度と比較いたしますと4,523万8,479円の減額となっております。

款21諸収入は、町税延滞金、埼玉県市町村振興協会市町村交付金、埼玉県収入証紙売りさばき料などが主なものとなっております。収入済額は1億1,408万2,054円、収入未済額は5,863万2,451円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと、2,906万9,146円の増額となっております。

3ページを御覧ください。

款22町債につきましては、災害対策事業債、臨時財政対策債などを借入れしたもので、借入総額は10億8,563万円となっております。前年度と比較いたしますと4億7,207万9,000円の減額となっております。

歳入合計につきましては、予算現額123億5,046万288円、調定額121億5,260万1,741円、収入済額120億556万8,191円、なお、不納欠損額は1,265万3,829円、収入未済額の合計は1億3,437万9,721円となっております。

予算現額と収入済額との比較では、町税や地方交付税などの収入は、予算現額を上回りましたが、国庫支出金、繰入金、町債などが予算現額を下回ったことによりまして、収入済額が予算現額を3億4,489万2,097円下回る結果となりました。

なお、予算現額を下回りました国庫支出金、繰入金、そして町債などは、中学校管理運営事業やリバーサイドロード事業など、令和4年度に繰り越された事業の財源となるものでございまして、事業完了後に歳入として受入れを行うものでございます。

以上が歳入の状況となります。

次に、歳出でございますが、4ページを御覧ください。

款項の内容と款項それぞれの予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較が記載されております。

款1 議会費は、支出済額が1億467万7,639円、前年度と比較いたしますと180万8,475円の増額となっております。

款2 総務費は、支出済額が20億1,007万9,505円でございます。項1 総務管理費から項6 監査委員費まで幅広い事業を行っております。前年度と比較いたしますと31億5,861万1,558円の減額となっております。

款3 民生費は、支出済額が43億3,323万7,415円でございます。項1 社会福祉費は、障害者福祉事業、老人福祉事業、男女共同参画推進センター運営事業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計繰出金などとなっております。

項2 児童福祉費は、こども医療費支給事業、児童手当支給事業、公立保育園や児童館の運営事業、そして子どものための教育・保育給付事業などを実施しております。民生費の支出済額を前年度と比較いたしますと8億2,526万6,915円の増額となっております。

続いて、款4 衛生費は、支出済額が9億1,185万5,942円でございます。項1 保健衛生費といたしましては、予防対策事業、母子衛生事業、健康推進事業、公害対策事業、そして上水道経営健全化事業などがございます。

項2 清掃費といたしまして、児玉郡市広域市町村圏組合への清掃施設運営事業負担金、一般廃棄物などの収集運搬委託事業などを実施しております。衛生費の支出済額を前年度と比較いたしますと2億6,490万3,544円の増額となっております。

款5 農林水産業費は、支出済額が1億6,508万8,033円でございます。農業委員会事業、農業振興事業、土地改良推進事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと963万

8,920円の増額となっております。

款6商工費は、支出済額が1億234万5,176円でございます。主なものは、指定企業施設奨励金などの商工業振興事業や消費生活専門相談員設置などの消費生活対策事業を実施しております。前年度と比較いたしますと3,220万2,413円の減額となっております。

款7土木費は、支出済額が7億8,506万395円でございます。主な事業を申し上げますと、町道の維持補修や新設改良事業、児玉工業団地アクセス道路事業、河川管理事業、立地適正化計画策定支援業務委託料などの都市計画事業並びに神保原駅北まちづくり計画策定等業務委託料などの駅北まちづくり事業、運動公園等管理業務委託料などの公園管理事業、上里ゴルフ場管理事業、そして町営住宅管理事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと2,874万6,445円の増額となっております。

款8消防費は、支出済額が4億966万4,061円でございます。児玉郡市広域市町村圏組合消防事業、消防団運営事業、そして災害対策事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと1億2,235万2,960円の減額となっております。

款9教育費は、支出済額が13億2,376万2,334円でございます。主な事業を申し上げますと、項1教育総務費にあつては、教育委員会事務局運営事業、学力向上推進事業や新型コロナウイルス感染症対策応援事業。

続いて、5ページを御覧ください。

項2、項3の小学校費、中学校費にあつては、小・中学校の教育振興事業、項4社会教育費にあつては、公民館、図書館、郷土資料館の運営事業、項5保健体育費にあつては、スポーツ振興事業、体育施設管理運営事業、本庄上里学校給食組合運営事業などを実施しております。教育費の支出済額を前年度と比較いたしますと2億3,522万4,683円の増額となっております。

款10公債費は、支出済額が9億4,135万6,872円、前年度と比較いたしますと1,474万6,351円の増額となっております。

款11諸支出金は、支出済額が17万6,960円、前年度と比較いたしますと、68万7,297円の減額となっております。

歳出合計は、予算現額123億5,046万288円に対しまして、支出済額110億8,730万4,332円となりました。

以上から、予算現額と支出済額との比較は12億6,315万5,956円となっております。

なお、中学校管理運営事業、リバーサイドロード事業などの翌年度繰越額は7億4,937万6,948円となっております。

予算現額と支出済額との比較から翌年度繰越額を差し引いた不用額につきましては5億1,377万9,008円となっております。

以下、6ページから82ページまでが一般会計の歳入歳出決算事項別明細書となっております。少々飛びまして恐縮ですが、次に、83ページを御覧ください。

こちら83ページに出ておりますのは、実質収支に関する調書となっております。

区分1の歳入総額は120億556万8,191円、2、歳出総額は110億8,730万4,332円、3、歳入歳出差引額は9億1,826万3,859円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)繰越明許費繰越額が7,193万2,948円となっていることから、5の実質収支額が8億4,633万911円となっております。

なお、その下の6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、84ページから86ページは、財産に関する調書でございます。

まず、84ページ、1公有財産の(1)土地及び建物でございます。土地につきましては、合計として、決算年度中増減高が4,851.17平方メートルの増加でございますので、決算年度末の現在高は60万949.94平方メートルとなりました。建物につきましては、合計として、決算年度中増減高が837.96平方メートルの減少でございますので、決算年度末の現在高は7万9,239.7平方メートルとなりました。

続いて、85ページは、(2)出資による権利でございますが、こちらは中央労働金庫預託金が103万円ほど減額となりまして、決算年度末現在高はゼロ円となっております。また、上里町公共下水道事業会計出資証が3,446万7,000円増額となり、決算年度末の現在高は1億2,434万8,000円となっております。

続いて、2の物品につきましては、年度中増減高はございませんでした。

次に、3の債権ですが、奨学資金貸付金は、返済額と貸付額の差額が1,185万円となりまして、決算年度末の奨学資金貸付総額が3,900万8,000円となっております。住宅資金貸付金は、返済額が383万4,128円となりまして、決算年度末の住宅資金貸付金の残額は5,036万9,457円となっております。

次に、86ページは基金でございます。

1の土地開発基金は、決算年度中増減高はございませんでした。

2の公共施設等用地取得及び施設整備基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中の増減高は5,675万4,192円の減額、決算年度末の現在高は12億4,551万6,710円となっております。

3の財政調整基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中増減高は6億5,015万3,027円の増額、決算年度末現在高は15億1,604万9,236円となっております。

4の奨学資金貸付基金は、返済から貸付けを差し引いた1,185万円を現金として積み立てま

した。債権は同額が減少となります。決算年度末現在高は、預金が1億2,754万2,000円、債権は3,900万8,000円となっております。

5の減債基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中増減高は1億6,275万7,625円の増額、決算年度末現在高は9億1,462万3,817円となっております。

6のいきいき福祉基金は、運用利子の積立ての結果、決算年度中増減高は1万3,033円の増額、決算年度末現在高は4億5,400万7,952円となっております。

7の教育施設整備基金は、取崩しや運用利子などの積立ての結果、決算年度中増減高は9,087万6,148円の増額、決算年度末現在高は10億9,371万6,784円となっております。

下段の注意書きにつきましては、出納整理期間中において、積立てと取崩しを行った内容となっております。

以上、令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第2号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

こちらは87ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、32億4,037万3,869円、こちらが歳入総額となります。

次に、88ページを御覧ください。

支出済額の最下段、31億5,073万4,950円、こちらが歳出総額となります。

少々飛びまして、101ページを御覧ください。

こちらを御覧いただきますと、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は8,963万8,919円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和3年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、医療費の増額に伴う県支出金の増額や一般会計からの繰入金増額等により、総額では前年度に比べ8,706万6,370円の増額となりました。

歳出につきましては、医療費の増額に伴う保険給付費の増額や、国民健康保険事業費納付金の総額等により、総額では前年度に比べ7,671万9,280円の増額となりました。

以上、令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第3号 令和3年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和3年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

103ページ以降で説明させていただきます。

こちらでは、初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、20億5,265万6,151円、こちらが歳入総額となります。

次に、104ページを御覧ください。

支出済額の最下段、19億9,563万1,164円、こちらが歳出総額となります。

また、少々飛びまして、116ページを御覧ください。

こちらにございます歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は5,702万4,987円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和3年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、介護給付費の増額に伴い、国庫、県費及び繰入金が増額となるなど、総額では前年度に比べ1億90万311円の増額となりました。

歳出につきましては、介護保険サービスの利用者の増加に伴い、保険給付費が増額となるなど、総額では前年度に比べ7,483万6,547円の増額となりました。

以上、令和3年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第4号 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

資料は、119ページ以降で御説明させていただきます。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、3億731万6,564円、こちらが歳入総額となります。

次に、次ページ、120ページを御覧ください。

支出済額の最下段、3億303万5,124円、こちらが歳出総額となります。

こちら少々飛びまして、125ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は428万1,440円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和3年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、被保険者数の増加により保険料が増額となったため、総額では前年度に比べ1,222万7,192円の増額となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への給付金の増額により、総額では前年度に比べ1,155万702円の増額となりました。

以上、令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第5号 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

127ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、1,650万2,503円、こちらが収入総額となります。

次に、次ページ、128ページを御覧ください。

支出済額の最下段、990万4,866円、こちらが歳出総額となり、翌年度に456万5,000円を繰越しいたしました。

少々飛びまして、次に、131ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は650万7,637円、翌年度へ繰り越すべき財源は456万5,000円ですので、実質収支額は194万2,637円でございます。

今年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金が皆減となったことなどが影響し、総額は前年度に対し199万9,264円の減額となっております。

歳出につきましては、処理施設の維持管理を中心とした事業を実施し、更新工事が半導体不足の関係から翌年度に繰越しをしたことから、総額は前年度に対し655万1,168円の減額となりました。

以上、令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第6号 令和3年度上里町水道事業決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度上里町水道事業決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和3年度上里町水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

恐縮です。別刷りの令和3年度上里町水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお開きください。

(1)収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、第1款事業収益は当初予算額5億4,379万3,000円、補正予算額462万3,000円を減額し、予算額合計5億3,917万円に対しまして、決算額5億6,593万53円でございます。

支出につきましては、第1款事業費は、当初予算額4億9,194万3,000円、補正予算額88万円を増額し、予算額合計4億9,282万3,000円に対しまして、決算額4億3,803万5,722円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額2億4,100万7,000円、補正予算額2,204万5,000円を減額し、予算額合計2億1,896万2,000円に対しまして、決算額1億7,994万1,000円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額4億2,717万6,000円、補正予算額2,531万5,000円を減額し、予算額合計4億186万1,000円に対しまして、決算額3億5,597万1,947円でございます。翌年度繰越額につきましては1,980万円を繰越しいたしました。

枠の下、収入額が支出額に不足する1億7,603万947円は、当年度分消費税資本的収支調整額512万9,550円、当年度分損益勘定留保資金1億3,453万4,285円及び繰越利益剰余金処分額3,636万7,112円で補填いたしました。

次の3ページから7ページにかけて水道事業の財務諸表となっております、以降に水道事業報告書などの附属書類となっております。

ここで5ページをお開きください。

令和3年度上里町水道事業剰余金処分計算書（案）となっております。

令和3年度上里町水道事業決算に伴う未処分利益剰余金3億8,099万444円のうち、2億3,636万7,112円を減債積立金に積立て、6,502万9,594円を資本金に組入れ、その結果、処分後残高は7,959万3,738円となります。

以上、令和3年度上里町水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

最後になりますが、認定第7号 令和3年度上里町下水道事業決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度上里町下水道事業決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和3年度上里町下水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和3年度上里町下水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお開きください。

(1)収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、第1款下水道事業収益は、当初予算額2億3,569万3,000円、補正予算額549万1,000円を増額し、予算額合計2億4,118万4,000円に對しまして、決算額2億3,736万4,571円でございます。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、当初予算額2億3,237万3,000円、補正予算額246万7,000円を増額し、予算額合計2億3,484万円に對しまして、決算額2億2,776万366円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額1億8,295万3,000円、補正予算額885万1,000円を増額し、予算額合計1億9,180万4,000円に對しまして、決算額1億7,388万4,920円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額2億7,385万6,000円、補正予算額885万1,000円を増額し、予算額合計2億8,270万7,000円に對しまして、決算額2億5,440万2,558円でございます。

枠の下にございます、収入額が支出額に不足する8,051万7,638円は、当年度分消費税資本的収支調整額871万1,716円、過年度分損益勘定留保資金1,619万1,077円、当年度分損益勘定留保資金5,561万4,845円で補填いたしました。

次の3ページから7ページにかけて下水道事業の財務諸表となっており、以降に下水道事業報告書などの附属書類となっております。

恐縮です。少々飛びまして、5ページをお開きください。

令和3年度上里町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

令和3年度上里町下水道事業決算に伴う未処分利益剰余金4,599万6,253円のうち、4,000万円を減債積立金に積立て、その結果、処分後残高は599万6,253円となります。

以上、令和3年度上里町下水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

○議長（黛 浩之君） 次に、令和3年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

なお、説明は自席にて着座のままをお願いいたします。

健康保険課長。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 及川慶一君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時50分休憩

午後 1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を続行いたします。

令和3年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

高齢者いきいき課長。

〔以下、上程中の議案について 高齢者いきいき課長 間々田由美君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

健康保険課長。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 及川慶一君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和3年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補

足説明]

○議長（黛 浩之君） 次に、令和3年度上里町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[以下、上程中の議案について 上下水道課長 根岸利夫君補
足説明]

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は14時45分です。

午後 2時38分休憩

午後 2時45分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を続行いたします。

令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補
足説明]

○議長（黛 浩之君） 以上で、令和3年度上里町一般会計歳入歳出決算及び上里町特別会計歳入歳出決算並びに上里町水道事業・下水道事業決算について総括説明及び詳細説明を終わります。

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時17分散会